

* 子どもの医療費助成 *

(乳幼児、児童及び生徒医療費給付制度)

令和2年4月1日から 18歳までに拡大します!

子どもの医療費助成とは

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、子どもの保険診療による医療費の自己負担分を助成する制度です。県内の医療機関で、受給資格者証を保険証と一緒に提示して受診すると、医療費の自己負担分が原則無料になります。

ただし、入院時の食事療養費、部屋代差額、薬の容器代、検診料、文書代などの保険診療外費用は助成できません。

拡大の内容

改正前 助成対象 **満15歳** に達した日以後の最初の3月31日まで



改正後 助成対象 **満18歳** に達した日以後の最初の3月31日まで

申請手続き

●新たに対象となる場合

(平成14年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方)

令和2年4月1日から医療費の助成を受けるためには、**申請手続きが必要**です。

令和2年3月上旬に申請案内を送付しますので、それに従い手続きを行ってください。

●既に乳幼児、児童及び生徒医療受給資格者証をお持ちの場合

(平成16年4月2日以降に生まれた方)

申請手続きは必要ありません。令和2年3月上旬に、制度拡大のご案内と新しい受給資格者証を送付しますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当: 榎本
TEL(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891